

メディアミックスによる観光 PR 業務仕様書

第 1 目的

本業務は、国内からの観光客を誘致するため、エンドユーザーへの訴求力を持つメディアを活用した観光 PR を、メディアミックス（複数のメディアを組み合わせること）により認知度を高め、より効果的に実施することで、久留米市への観光客の誘客拡大を図ることを目的とする。

第 2 業務内容等

1. 業務の名称 メディアミックスによる観光 PR 業務

2. 業務期間 契約締結の翌日から 2023 年（令和 5 年）2 月 28 日まで

（内、PR 実施期間は 2022 年度中の秋から冬にかけての適当な 3 ヶ月程度）

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等により、観光 PR 等の実施計画に変更が生じた場合は、公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会（以下、協会という。）と協議するものとする。

3. 業務の内容

(1) コンセプト

久留米の花、フルーツ、グルメ等の素材を、主に九州・山口エリア在住者に訴求するため、メディアミックスを中心とした PR 手法を用いて、久留米の観光地としてのブランド化を図る。

(2) ターゲット

主に九州・山口エリアに在住の F2 アクティブ層（35 歳～49 歳の女性）を主なターゲットとする。

(3) PR の手法等

・SNS (Twitter、LINE、YouTube 等) による情報発信、エンドユーザー参加型の SNS を活用した企画は必須とし、加えて下記の媒体等から 2 つ以上を組み合わせた観光 PR であること。また媒体等を選定した理由を提案書の中で明示すること。

①インターネットメディア（SNS を除く）

②テレビやラジオでの放映

③イベントや募集型企画旅行商品の設定による誘客、モニタリング

④鉄道、バス等の公共交通機関の告知媒体

⑤新聞や雑誌、フリーペーパー等

・その他、本業務の目的を達成するための効果的な PR 手法、パブリシティの活用も含めた情報発信等について提案すること。

4. 目標設定

以下を重要業績評価指標（KPI）とし、達成に向け業務を実施すること。

(1) SNS による本業務の情報発信のインプレッション、リーチ（いずれもオーガニックのみ）の総数：100,000 以上

(2) SNS によるエンドユーザー参加型の企画において、エンドユーザーの SNS 発信数（ハッシュタグを指定するなど実績カウントが容易なもの）：1,000 以上

ただし、エンドユーザーが実際に久留米に来訪した際の、画像等の付いた SNS 発信数の場合は 500 以上とする。

- (3) 協会の SNS アカウント（久留米観光情報 Twitter および LINE）のフォロワーおよび友だち数：業務期間中に Twitter は 1,000、LINE は 500 以上増加

5. 実施報告

業務期間終了日までに、活用した媒体とエンドユーザーの接触数、またエンドユーザーが実際に久留米に来訪した際の SNS 発信数など、数的根拠に基づき且つ効果測定を含めた実施報告書を提出すること。

第3 委託費用に含まれるもの

本業務の実施に要するすべての経費は、委託費用に含むものとする。

第4 留意事項

1. 一般的事項

- (1) 受託者の企画案は、協会と受託者との協議により調整できるものとする。
- (2) 受託者は、業務の遂行状況について密に協会と共有を行うこと。また協会の意向を反映させるとともに、常に積極的な提案を行うこと。
- (3) 受託者が業務を遂行する上で必要な観光スポット等の画像や資料等は、受託者において許諾を得た上で収集すること。なお、協会が所有する画像、動画データは必要に応じ随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製・複写の可否、返却等については、協会の指示に従うこと。
- (4) 本業務のために受託者が撮影および制作した動画等の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む。）は、協会に無償で譲渡するものとする。
- (5) 受託者は、委託業務期間中はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等について厳守すること。
- (6) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。契約業務の一部を委託する場合については、協会の承諾を得るものとする。

2. 業務体制

- (1) 受託者は、本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- (2) 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、協会との連絡を密に行い、遅滞なく業務が遂行できるよう本業務従事者の確保を行うこと。
- (3) 本業務従事者は、久留米市の観光等に精通しておくこと。

第5 その他

1. 本業務仕様書に明示なき事項、また業務上疑義が生じた場合は、両社協議により業務を進めるものとする。
2. 受託者は契約締結後、すみやかに業務実施に係る計画（実施内容およびスケジュール）を提出すること。また業務の実施にあたっては、協会と協議した上で実施するものとする。
3. 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じた際は、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。

※本仕様書については、公募型プロポーザルの結果により、必要に応じて加筆修正します。